

宅地建物取引業免許の変更届に必要な添付書類について（愛知県知事免許の場合）

2026年4月1日改定

宅地建物取引業免許の変更届については、「変更届出書」に、次の添付書類を添付して都市総務課建設業・不動産業窓口（愛知県自治センター3階）へお持ちください。ただし、複数の変更内容を同時に届け出る場合、重複する添付書類は一通のみで可です。

また、「変更届出書」と必要な添付書類の一式については、あらかじめ副本（正本の複写で可）を作成し、正副併せてお持ちください。なお、審査の必要上、これら以外の書類の提出を追加で求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。（必須＝○、条件に該当する場合必須＝△）

添付書類の名称		変更の内容	同時に必要な申請																						
			(a) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明）	(b) 身分証明書（本籍地市区町村役場で取得）外国人の場合は在留カード等の番号及び国籍の記載がある住民票 ※15 ※16	(c) 登記されていないことの証明書（法務局で取得）氏名・生年月日・住所を記載してください ※14 ※16	(d) 略歴書 添付書類③又は⑧ ※17	(e) 連絡先に関する調書 添付書類⑨ ※17	(f) 代表者役員・政令使用人が欠格事由（法第5条第1項）に該当しない旨の誓約書 添付書類⑫	(g) 専任の宅地建物取引士設置証明書 添付書類④	(h) 事務所の使用権原に関する書面 添付書類⑦	(i) 事務所の案内地図	(j) 事務所の写真（建物外観全体及び事務室内）	(k) 建物全体の平面図・事務所の間取り図	(l) 追加供託の証明書（法務局又は宅建業保証協会にて交付）	(m) 政令使用人設置の誓約書（主たる事務所に設置する場合）	(n) 宅地建物取引士証の写し	(o) 専任の宅地建物取引士の常勤する旨の誓約書	(p) 免許書換交付申請書	(q) 旧宅地建物取引業免許証（原本）	(r) 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請	(s) 戸籍抄本（氏名変更の記載があるもの）				
様式（Word）					W (3)	W (8)	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W	W				
様式（PDF）					P (3)	P (8)	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P				
商号又は名称	法人	○																	○	○	○ ※6				
	個人																		○	○	○ ※6				
法人の代表者	就任者	○	△※1	△※1	○		○	○											△※13		○	○			
	退任者	○			△ ※2 ※17	△ ※2 ※17	△ ※18																		
法人の役員	就任者	○	△※1	△※1	○		○	○																	
	退任者	○			△ ※2 ※17	△ ※2 ※17	△ ※18																		
主たる事務所の所在地・使用範囲	法人	△ ※3								○	○	○	△※4								△ ※7	△ ※7			
	個人									○	○	○	△※4								△ ※7	△ ※7			
従たる事務所	新設の場合	事務所	△ ※5							○	○	○	△※4	○											
		政令使用人		△※1	△※1	○		○	○																
		専任の宅地建物取引士				○ ※17	○ ※17	○ ※18		○														△ ※8	
	所在地移転・使用範囲変更の場合	△ ※3 ※5								○	○	○	△※4												
	名称変更の場合	△ ※5																							
廃止の場合	△ ※5																								
従たる事務所	主たる事務所	電話番号の変更	(添付書類は不要)																						
政令使用人	就任者		△※1	△※1	○		○	○												△※12					
	退任者				△ ※2 ※17 ※19	△ ※2 ※17	△ ※18																		
専任の宅地建物取引士	就任者				○ ※17	○ ※17	○ ※18		○												○	○		△ ※8	
	退任者				△ ※2 ※17	△ ※2 ※17	△ ※18		○															△ ※9	
氏名	代表者	法人	○																		○	△ ※10	△ ※10	△ ※10	
		個人																			○	○	△ ※10	○	
	法人の役員	○																					△ ※10	△ ※10	
	政令使用人																						△ ※10	○	
	専任の宅地建物取引士																			○ ※11			△ ※10	○	

- ※1 従来より、代表者、役員、政令使用人に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
 - ※2 退任者が、引き続き、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士等として残任する場合は、提出が必要です。
 - ※3 法人登記事項に変更がない場合は、省略が可能です。
 - ※4 事務所として使用するフロア（階）全体の配置がわかる平面図、事務所の間取り図を提出してください。建物全体を同一業者のみで使用する場合は、省略可能です。（平面図や間取り図が必要な例）ビル（建物）の一部を利用するとき、住居等の一室を事務所として使用するとき。
 - ※5 法人で、該当の従たる事務所について支店登記をしている場合は、提出が必要です。
 - ※6 所属する宅地建物取引士資格登録者について、全員の従事先の変更が必要となります。
 - ※7 免許証の記載事項に変更がある場合は、提出が必要です。
 - ※8 宅地建物取引士資格登録において、従事先の登録申請をしていない場合は、併せて提出が必要です。
 - ※9 専任の宅地建物取引士の退任と同時に、宅建業からの退職をする場合は、併せて提出が必要です。
 - ※10 該当者が、宅地建物取引士資格登録を受けている場合は、併せて提出が必要です。但し、宅地建物取引士証の書換が必要な場合、これらの書類は、宅地建物取引士証を添えて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部に提出してください。
 - ※11 宅地建物取引士証の写しは、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部にて、氏名変更を受けたものが必要です。
 - ※12 新たに政令使用人を設置する場合は提出が必要です。
 - ※13 主たる事務所に政令使用人を設置している場合は提出が必要です。
 - ※14 成年被後見人等に該当する場合は、「医師の診断書」をご提出いただくことで、個別に審査することができます。詳細はお問い合わせください。
 - ※15 「医師の診断書」を提出される方は、「成年被後見人及び被保佐人にみなされる者ではない（禁治産者、準禁治産者の宣告の通知は受けていない）」旨の記載は不要となります（「破産者で復権を得ない者に該当しない」旨の記載は必要）。
 - ※16 該当の役員が未成年者の場合は、未成年者本人とその法定代理人（親権者等）それぞれの書類が必要です。また、未成年者本人の戸籍謄本を提出してください。
 - ※17 代表取締役、取締役、監査役、代表社員、業務執行社員、代表理事、理事、監事、代表執行役、会計参与、執行役、政令使用人の方は添付書類（3）、それ以外の方で専任の宅地建物取引士の方は添付書類（8）を使用すること。
 - ※18 添付書類（3）を作成した場合のみ作成すること。
 - ※19 代表者が常勤することになる場合は代表者の略歴書が必要です。
- その他 公的証明書類（法人登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、医師の診断書、戸籍抄本）の有効期間は、取得から3か月以内です。